

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種事務の概要 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに柏市任意予防接種費助成金交付要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(17)の疾病については「B類疾病」とい い、定期の予防接種として実施する。 (1) ジフテリア ①生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者②十一歳以上十三歳未満の者 (2) 百日せき 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 (3) 急性灰白髄炎 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 (4) 麻しん ①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者②五歳以上七歳未満の者であっ て、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの (5) 風しん ①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者②五歳以上七歳未満の者であっ て、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの (6) 日本脳炎 ①生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者②九歳以上十三歳未満の者 (7) 破傷風 ①生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者②十一歳以上十三歳未満の者 (8) 結核 生後一歳に至るまでの間にある者 (9) Hib感染症 生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者 (10) 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (11) ヒトパピローマウイルス感染症 一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 二 平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子(前号に掲げる女子を除 く。) (12) 水痘 生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者 (13) B型肝炎 生後一歳に至るまでの間にある者 (14) ロタウイルス 1価・・・生後24週に至るまでの間にある者 5価・・・生後32週に至るまでの間にある 者 (15) インフルエンザ ①六十五歳以上の者②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しく は呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労 働省令で定めるもの (16) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者②六十歳以上六十五歳未満の 者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障 害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。 (17) 新型コロナウイルス感染症 ①六十五歳以上の者②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心 臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの として厚生労働省令で定めるもの 2. 事務の内容 (1) 予防接種共通 ①予診票の発行住民基本台帳(以下、「住基」という。)の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」 の各年齢要件に該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票を作成・発行する。 ②予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。 ③予防接種記録の管理 契約医療機関で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関か らの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。 ④接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から 必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。 ⑤予防接種依頼書の発行 本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、市外の自治体で 定期予防接種をする場合、予防接種の依頼書を作成し、発行する。 ⑥予防接種実施報告書の送付 他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を 実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。 ⑦知事への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を千葉県知事に報 告する。 ⑧予防接種による健康被害の救済 予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又 は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。※行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)の別表 第二に基づいて市は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情 報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応す る為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。情報提供ネットワークによる 情報照会・提供を行う事務は、②と③。 (2) 令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ接種記録等の登録、管理及び修正を行う。 ②接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健所情報システム
②システムの機能	・予防接種台帳管理(予防接種履歴の管理, 対象者への個別通知, 統計処理) ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種記録の管理 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種についての証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)※令和5年度以前に実施した新型コロナウイ ルス感染症予防接種に係るもの)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システム既存住民基本台帳システムより情報移転を行い4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所), その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称, 性別, 生年月日, 住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し, 宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には, 紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け, 中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け, 中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所)を管理し, 中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

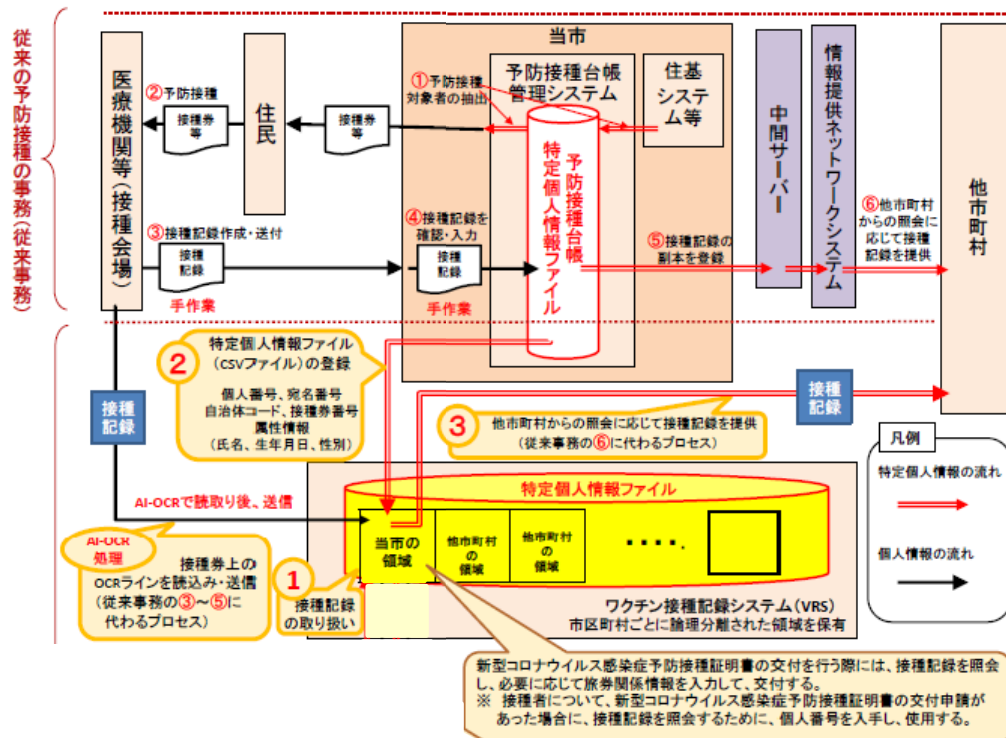
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る記録の管理 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種についての証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種の実施及び履歴管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(第10項, 第93項の2) ・番号法第19条第16号(令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた照会等のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 16の2, 16の3, 115の2の項 ・別表第2における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「主務省令」という。)第59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	柏市健康医療部健康増進課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



(備考)

令和6年3月31日をもっての新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付・コンビニエンスストア等での自動交付の終了に伴い、当該交付について追加した事務内容を削除した。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種の実施及び履歴管理ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	柏市に住民登録がある予防接種事業の対象となる者	
	その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を規定するため必要。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報	[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報	[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報
	・業務関係情報	[] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・個人番号(新型コロナのみ)、個人番号対応符号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については、B類疾病の予防接種が免除対象となるので、生活保護の受給状況に関する情報が必要である。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	柏市健康医療部健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民生活部 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 市内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ワクチン接種記録システム(VRS) ）
③入手の時期・頻度	住民基本情報: (入手元)市民生活部市民課 (入手頻度・時期)バッチ処理による日時連携 (入手方法)市内連携システム 接種記録(従来予防接種): (入手元)接種を行った医療機関又は本人等 (入手頻度・時期)入手元が医療機関の場合は月1回, 入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)郵送あるいは持ち込み 健康被害救済の申請: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)随時 (入手方法)紙 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務> ・接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度
④入手に係る妥当性	<従来予防接種> ・住民基本情報: 市内連携システムを使用して入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入力する必要がある、法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。 ・接種記録: 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に基づいて入手している。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務> ・接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	・市内連携システムの場合は、番号法第19条8号及び予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行令第6条の2)。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記している。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。

⑥使用目的 ※		伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康医療部健康増進課	
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		＜従来予防接種＞ ・各届出、申請を受付するにあたって書類の内容に不備のないことを確認するために本特定個人情報ファイルが保有する情報を参照する。 ・市の窓口で受付した各届出、申請内容について、予防接種に関する過去の接種履歴として、登録・管理する。 ・接種履歴は各届出、申請を受付時に書類の記載等の不備がないことを確認するために参照する。 ・予診票発行等の際し、予防接種情報を使用する。 ＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務＞ ・接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	
情報の突合 ※		事務を正確かつ効率的に行うために、宛名番号を突合キーとして、汎用機から転送される4情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。	
情報の統計分析 ※		厚生労働省への接種状況報告を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種健康被害発生時の給付の決定(国)	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1			
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS))	
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名		株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2			
①委託内容		ワクチン接種記録システム(VRS)のデータクレンジング	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	柏市に住民登録がある予防接種事業の対象となる者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 ☐ 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム [] 専用線 ☐ 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<本市における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。 2 予防接種関係届(申出)書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において鍵付きの書庫等で管理する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [5年]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2に、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されており、妥当である。												
③消去方法		<システムにおける措置> ・定期予防接種は、ワクチンにより、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いいため、問い合わせに対応する必要があることから、接種歴は消去しないが、連携する住民記録台帳システムの情報が消去された場合には、提供できなくなる。 <紙媒体における措置> ・保管期限を過ぎた紙媒体(予防接種予診票等)は、庁内の機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜従来予防接種＞

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・年齢
- ・連絡先(電話番号)
- ・住民日
- ・宛名番号
- ・世帯番号
- ・団体内統合宛名番号
- ・接種名称
- ・期, 回数
- ・接種日

＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に関する記録項目＞

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種の実施及び履歴管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することはない。 ・他団体からの情報入手の際は、基本4情報をもとに柏市の対象者と合致するか確認している。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> ・接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	届出・申請用紙等について、定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することはない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・転入時等に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力・削除・訂正を行う場合には処理者と点検者を分け、二重チェックを行うことにより正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同法施行令等に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することにより正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行うことにより正確性を担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、端末を限定し、操作に必要なID、パスワード管理することにより、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないようアクセス制御を行っている。 宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	1) アクセス権限の発効・失効の管理 ①発効管理 正規職員及び非正規職員のユーザIDについては、情報システム担当者が発効し、アクセス権限についても、発効されたユーザIDに基づき、情報システム担当者が一元管理をしている。 ②失効管理 失効管理についても上記と同様であるが、非正規職員のユーザIDについては、有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 2) アクセス権限の管理 ・共有IDは発効せずに個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当者がアクセス権限を削除する。 ・パスワード期限の設定をしており、定期的に新たなパスワードを設定する必要がある。 3) 特定個人情報の使用の記録 ・システムへのログイン記録を作成し、必要な場合には、当該ログを確認できる仕組みとしている。また閲覧は、情報システム管理者のみ閲覧できるものとする。 ・当該データにかかる文書保存期間中はアクセスログを保管する。 4) 従事者が事務外で使用するリスク ・担当課においては、外部媒体へのデータのコピーは制御されており、伝票起票用のデータ(CSVファイル)を財務会計システムへ移行させる際にUSBを使用する場合を除き、持ち出せないようにしている。 ・職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。 ・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。 ・情報システム管理者がアクセスログ管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 5) 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定されている。 ・特定個人情報を取り扱う端末は、外部媒体を使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由がなく第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により、周知・指導することでリスクを抑制している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。		
	アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている
具体的な管理方法	・アクセス権限の発行は、管理権限を付与された職員が行う。 ・人事異動等に伴い、随時失効処理を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 【ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、 当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。】 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。		

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限については、定期的に点検を行い、修正を行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの操作ログについて、記録している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対し、個人情報保護の重要性を認識させ、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することにより、事務外の使用を防止している。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することにより、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止している。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行う。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・接種者について、接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等で正当なアクセス権を有する者であると識別する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課するものである場合に限り、再委託の許諾を行う。また、個人情報保護に係る誓約書を提出するように求める。・委託契約の報告条項に基づき、必要があれば柏市職員が現地調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。①番号法等の関係法令の遵守②秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止③目的外利用の禁止・複製の禁止④情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定制⑤従業員への監督及び教育⑥市の検査、報告の求めへの応諾⑦漏えい等事案に係る損害の賠償⑧再委託の条件、再委託先に対する監督とその履行状況の報告⑨その他柏市個人情報保護条例等に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施⑩特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ 特定個人情報記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。・ 特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。・ 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。・ 個人情報保護に関する特記仕様書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、柏市の立会いに応じることを定めている。・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば柏市職員が現地調査することも可能とする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報等に係る安全管理措置のとおり	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務の全部又は主要部分を第三者に委託できないよう制限をかけている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1)安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 2)入手した特定個人情報が不正確であるリスク ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 3)入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 4)その他のリスク ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・予防接種種別ファイルに係る帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。 ・システムを利用する者が離席する際には時間経過によるロックが作動する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
		<不正プログラム対策> 端末にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適用している。 <不正アクセス対策> LAN及びWAN（インターネット網）からの通信はファイアウォールにより遮断している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	

具体的な対策の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
------------------	---

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管年限を経過した文書は廃棄を行う。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳簿等の書類については、復元が行えないよう数断の上、廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		定期的に監査を行い、監査結果を踏まえて安全管理体制等を改善する。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		・個人情報保護に関する研修会の参加を行っている。 ・eラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。 ・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についてもeラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
3. その他のリスク対策		
<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市総務部行政課
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便, ファクシミリ, 柏市ホームページ(電子申請システム), 直接持参による提出
②実施日・期間	令和6年8月9日(金)から令和6年9月9日(月)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月7日	I 基本情報, (別添1)事務内容, II ファイルの概要, (別添2)ファイル記録項目, III リスク対策(プロセス), IV リスク対策(その他)	令和3年8月19日時点	令和3年12月3日時点	事前	令和3年12月20日から実施
令和4年5月24日	II ファイルの概要	転出先市区町村	他市区町村	事後	VRSで一括照会機能を実装。特定個人情報漏えい等のリスクは変動しないと考えられる。
令和4年5月24日	(別添2)ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	VRSで一括照会機能を実装。特定個人情報漏えい等のリスクは変動しないと考えられる。
令和4年5月24日	III リスク対策(プロセス)	転出先市区町村	他市区町村	事後	VRSで一括照会機能を実装。特定個人情報漏えい等のリスクは変動しないと考えられる。
令和4年5月24日	III リスク対策(プロセス)	その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、ため、誤った市区町村に対して個人番号は保管が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	VRSで一括照会機能を実装。特定個人情報漏えい等のリスクは変動しないと考えられる。
令和5年5月16日	I 基本情報	(17) 新型コロナウイルス感染症 十二歳以上のもの	(17) 新型コロナウイルス感染症 6月以上のもの	事後	
令和5年5月16日	I 基本情報	(11) ヒトパピローマウイルス感染症 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	(11) ヒトパピローマウイルス感染症 一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子／二 平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子(前号に掲げる女子を除く。)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月16日	I 基本情報	(16) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。	(16) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。		
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 1. 疾病と予防接種の対象者	(9) Hib感染症 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者	(9) Hib感染症 生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 1. 疾病と予防接種の対象者	(17) 新型コロナウイルス感染症 6月以上のもの	(17) 新型コロナウイルス感染症 ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2. 事務の内容	(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(2) 令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ接種記録等の登録、管理及び修正を行う。 ②接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	保健所情報システム ワクチン接種記録システム(VRS)	保健所情報システム	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	保健所情報システム 予防接種台帳管理(予防接種履歴の管理, 対象者への個別通知, 統計処理) ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・予防接種台帳管理(予防接種履歴の管理, 対象者への個別通知, 統計処理) ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種記録の管理 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種についての証明書の交付に係る接種記録の照会	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	ワクチン接種記録システム(VRS)※新型コロナウイルス感染症に係るもの	ワクチン接種記録システム(VRS)※令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係るもの	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る記録の管理 ・令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種についての証明書の交付に係る接種記録の照会	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第19条第16号(令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた照会等のみ)	事前	
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	柏市保健所健康増進課	柏市健康医療部健康増進課	事後	
令和6年4月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の内容の説明に、予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記する。 (上記橙の点線部分)	今回変更に伴う削除部分を図中で指定(青色囲み) (備考) 令和6年3月31日をもつての新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付・コンビニエンスストア等での自動交付の終了に伴い、当該交付について追加した事務内容を削除する。 (上記青色囲みの部分)	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。), コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	〈令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務〉 ・接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務＞ ・接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付する場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務＞ ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務＞ ・接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<従来予防接種> 事務を正確かつ効率的に行うために、宛名番号を突合キーとして、汎用機から転送される4情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事務を正確かつ効率的に行うために、宛名番号を突合キーとして、汎用機から転送される4情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1・2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2		削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に関する記録項目>	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 ②他市区町村からの個人番号の入手 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> ・接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の 交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、 対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3・4 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置＞	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・接種者について、接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事前	
令和6年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	＜令和5年度以前に実施した新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務における追加措置＞	事前	
令和6年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省	事前	
令和6年4月1日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年5月16日	令和6年3月29日	事前	
令和6年7月8日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付・コンビニエンスストア等での自動交付を記載	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付・コンビニエンスストア等での自動交付を削除	事前	
令和6年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和6年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②削除方法		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和6年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和6年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 削除手順		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和6年7月8日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和6年7月8日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	